

○西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例

〔昭和50年4月1日〕
〔条例第5号〕

改正	昭和50年12月15日	条例第24号	平成17年 3月30日	条例第 1号
	昭和51年12月 8日	条例第 2号	平成18年 3月29日	条例第 1号
	昭和52年 9月24日	条例第 3号	平成19年12月27日	条例第 5号
	昭和53年12月 5日	条例第 4号	平成20年 3月28日	条例第 1号
	昭和54年12月 8日	条例第 2号	平成21年 5月29日	条例第 2号
	昭和55年 3月12日	条例第 2号	平成21年11月26日	条例第11号
	昭和55年12月12日	条例第 4号	平成21年12月29日	条例第13号
	昭和56年12月17日	条例第 3号	平成22年11月29日	条例第 2号
	昭和61年12月23日	条例第16号	平成22年12月28日	条例第 5号
	平成元年12月22日	条例第 3号	平成23年 3月23日	条例第 1号
	平成 2年12月21日	条例第 1号	平成23年11月28日	条例第 2号
	平成 3年12月20日	条例第 4号	平成26年12月26日	条例第 4号
	平成 4年12月18日	条例第 1号	平成27年 3月25日	条例第 1号
	平成 5年 3月29日	条例第 1号	平成28年 1月27日	条例第 1号
	平成 5年12月20日	条例第 4号	平成28年 3月25日	条例第 2号
	平成 6年12月16日	条例第 1号	平成28年11月30日	条例第 3号
	平成 7年 3月27日	条例第 1号	平成29年12月25日	条例第 3号
	平成 8年 3月28日	条例第 1号	平成30年12月25日	条例第 2号
	平成 9年 3月31日	条例第 1号	令和元年12月24日	条例第 3号
	平成 9年12月18日	条例第 3号	令和 2年 3月24日	条例第 1号
	平成10年 3月27日	条例第 1号	令和 2年 3月24日	条例第 2号
	平成11年12月 8日	条例第 1号	令和 2年11月30日	条例第 3号
	平成12年 3月27日	条例第 2号		
	平成12年12月26日	条例第 5号		
	平成13年12月26日	条例第 1号		
	平成14年11月29日	条例第 5号		
	平成15年 3月26日	条例第 2号		
	平成16年 3月30日	条例第 1号		

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、単身赴任手当、勤勉手当、期末手当及び育児休業給を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給され又は無料で貸与される場合においては、別に条例で定めるところによりその相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第3条 給料表(別表第1)は、興部町職員の給与に関する条例(以下、「町職員の給与条例」という。)を準用し、これを支給する。

2 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類を基準となるべき職務の区分と、その内容は別に定める。

第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日からその月の末日までとする。

(給料の調整額)

第5条の2 組合長は給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないと認めるときはその特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は調整前における給料月額の100分の35をこえてはならない。

第6条 新たに職員になった者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し又は死亡したときは、その月の末日迄給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額、町職員の給与条例を準用する。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）任命権者に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があった場合
- (2) 扶養家族として要件を欠くに至った者があった場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に、扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が、月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合。
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの部分が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(児童手当)

第8条の2 児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条の規定により当該職員にこれを支給する。

(児童手当の額)

第8条の3 児童手当の月額とは町職員の給与条例を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか児童手当の支給に関し、必要な事項は規則で定める。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自から居住するため住宅（貸間を含む。）を借受け町職員の給与条例に定める月額を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。
 - (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者。
- 2 住居手当の月額は、町職員の給与条例を準用する。
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車、その他の交通用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担しかつ自動車等をしようすることを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、町職員の給与条例を準用する。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の控除）

第10条の2 法第25条第2項の規定により、給与より控除するものは次のとおりとする。

- (1) 住宅及び上下水道使用料
- (2) 公営住宅家賃
- (3) その他規則で定めるもの

（給与の減額）

第11条 職員の勤務しないときは、西紋別地区環境衛生施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成21年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該勤務に代わる代休日）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該勤務に代わる代休日）である場合、休暇による場合その他のその勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。ただし、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第12条 職員が正規勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、その勤務した全時間に対して第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（午後10時から、翌日の午前5時までの部分はその割

合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割振られた日（字条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務時間以外の勤務
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 3 勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
 - 4 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について、前 2 項中「第 1 項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（休日給）

第 13 条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても正規給与を支給する。

- 2 休日に於て正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規のクン無時間中に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、正規勤務時間外に勤務をしても休日給は支給されない。
- 3 前 2 項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第 14 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、町職員の給与条例を準用する。

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,700円をこえない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は第12条(超過勤務手当)、第13条第2項(休日給)及び第14条(夜勤手当)の勤務には含まれないものとする。

(管理職手当)

第16条の2 管理又は監督の地位にある職員には、その勤務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 前項の手当は予算の範囲内とし、その額及び支給する者並びに方法については、組合長が別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職特別勤務手当は、管理又は監督の複雑・困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時、又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日、又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の複雑・困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が、災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、町職員の給与条例を準用する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 行政職給料表（一）の適用を受ける職員で、その職務の級が4級以上である者の期末手当基礎額は、町職員の給与条例を準用する。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の支給制限）

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定によりその職を失った職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

（期末手当支給の一時差し止め）

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号いずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規

定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 行政職給料表（一）の適用を受ける職員で、その職務の級が4級以上である者の勤勉手当基礎額は、町職員の給与条例を準用する。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第19条 寒冷地手当は毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在勤する職員（常時勤務する職員をいい第20条第1項から第3項までの規定により給与の支給を受けている職員並びに規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

2 寒冷地手当の額は、町職員の給与条例を準用する。

（単身赴任手当）

第19条の2 異動等に伴って住居を移転したことにより、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員等で移転前の住居から勤務先までの距離が100km以上である者に対し支給する。

2 前項の手当の支給月額、町職員の給与条例を準用する。

（育児休業給）

第19条の3 育児休業給は、組合職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員に支給する。

2 育児休業給の額は、町職員の給与条例を準用する。

（休業者の給与）

第20条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患その他規則で定める疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときはその休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に特段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りではない。

(専従退職者の給与)

第20条の2 法第55条の2第1項ただし書きの許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員の給与)

第20条の3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

附則

1 この条例は、昭和50年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

2 第3条の規定による給料表の適用を受ける職員の期末手当は、平成15年4月1日から平成18年3月31日まで(以下、「特定期間」という。)の間は、第17条第2項の規定にかかわらず、次の各号により算定して得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、給与の激減緩和措置として、特定期間中に給料及び扶養手当の引き下げ改定が実施された場合における期末手当の支給方法及び額、並びに期末手当の支給割合の引き下げ改定が実施された場合における期末手当の支給割合の取り扱いは、規則で定める。

(1) 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合は100分の65、12月に支給する場合は100分の80を乗じて得た額とする。

(2) 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合は100分の80、12月に支給する場合は100分の95を乗じて得た額とする。

(3) 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下である職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合は100分の110、12月に支給する場合は100分の125を乗じて得た額とする

(平成16年度において支給する期末手当の額)

3 平成16年度において支給する期末手当の額は、附則第2項各号の規定にかかわらず、次の各号の規定により、支給する。

(1) 附則第2項第1号に定める職員にあつては、同号中「100分の65」とあるのは「100分の70」と、「100分の80」とあるのは「100分の90」とする。

(2) 附則第2項第2号に定める職員にあつては、同号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

(3) 附則第2項第3号に定める職員にあつては、同号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とする。

(平成17年度において支給する期末手当の額)

4 平成17年度において支給する期末手当の額は、附則第2項各号の規定にかかわらず、次の各号の規定により、支給する。

(1) 附則第2項第1号に定める職員にあつては、同号中「100分の65」とあるのは「100分の70」と、「100分の80」とあるのは「100分の90」とする。

(2) 附則第2項第2号に定める職員にあつては、同号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

(3) 附則第2項第3号に定める職員にあつては、同号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とする

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額)

5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条及び第18条の規定の適用については、第17条の第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第18条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	236,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900

31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000

66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,700	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,900
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	411,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	412,300
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	412,700
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	413,400
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	414,100
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	414,700
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	415,200
94		294,900	342,600	381,500	393,700	415,900
95		295,200	343,100	382,100	394,400	416,600
96		295,600	343,500	382,700	395,000	417,200
97		295,800	343,700	383,400	395,500	417,700
98		296,100	344,100	384,000	396,200	418,400
99		296,500	344,500	384,500	396,900	419,000
100		296,900	344,800	385,100	397,500	419,700

101		297, 100	345, 100	385, 800	398, 000	420, 200
102		297, 400	345, 500	386, 400	398, 700	
103		297, 800	345, 900	387, 000	399, 400	
104		298, 100	346, 300	387, 600	400, 000	
105		298, 300	346, 800	388, 300	400, 500	
106		298, 600	347, 200	388, 800	401, 200	
107		299, 000	347, 600	389, 400	401, 900	
108		299, 300	348, 000	390, 000	402, 500	
109		299, 500	348, 500	390, 700	403, 000	
110		299, 900	348, 900	391, 300	403, 700	
111		300, 300	349, 200	391, 900	404, 400	
112		300, 600	349, 500	392, 400	405, 000	
113		300, 800	350, 000	393, 100	405, 500	
114		310, 000	350, 300	393, 700		
115		301, 300	350, 700	394, 300		
116		301, 700	351, 100	394, 900		
117		301, 900	351, 600	395, 600		
118		302, 100	352, 000	396, 200		
119		302, 400	352, 400	396, 700		
120		302, 700	352, 800	397, 300		
121		303, 100	353, 300	398, 000		
122		303, 300	353, 700	398, 600		
123		303, 600	354, 100	399, 200		
124		303, 900	354, 500	399, 800		
125		304, 200	355, 000	400, 400		
126			355, 300			
127			355, 700			
128			356, 100			
129			356, 600			
130			357, 000			
131			357, 400			
132			357, 800			
133			358, 300			
134			358, 700			
135			359, 100			

	136			359,500			
	137			360,000			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附則（昭和 50 年 12 月 15 日条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から適用する。
- 2 この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 8 条の 3 第 1 項の規定は、同年 10 月 1 日から適用し、同条例第 9 条の 2 の規程により従来の支給額が減額されることとなる者については、昭和 51 年 3 月 31 日までの間従前の例による。

（給与、寒冷地手当の内払）

- 3 職員が、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて昭和 50 年 4 月 1 日以降の分として支給を受けた給与、寒冷地手当は、改正後の条例の規定による給与、寒冷地手当の内払いとみなす。

附則（昭和 51 年 12 月 8 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）中第 3 条別表 1、第 7 条、第 9 条の 2、第 10 条、第 16 条、第 19 条は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が、改正前の条例の規定に基いて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（昭和 52 年 9 月 24 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から適用する。
- 2 この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が、改正前の条例の規定に基いて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす

（規則への委任）

- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（昭和 53 年 12 月 5 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 17 条期末手当の改正規定以外の改正事項は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する
- 2 給料表 5 等級の号俸を受ける者で、該当する号俸がない場合には直近上位の額に相当する上位の号俸を適用する。
- 3 昭和 53 年 4 月 1 日以降既に行った給料等は改正条例による給料等の内払いとみなす。

附則（昭和 54 年 12 月 8 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の改正により、その支給額が改正前の額を下回る者にあつては、昭和 55 年 3 月 31 日迄は改正前の額とする。
- 3 昭和 54 年 4 月 1 日以降既に受けた給料用等は、改正条例による給料等の内払いとみなす。

附則（昭和 55 年 3 月 12 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

- 2 この条例による改正後の条例第 16 条（宿日直手当）については、昭和 55 年 4 月 1 日より適用し改正後の条例第 19 条第 2 項（寒冷地手当）については、昭和 54 年 8 月 31 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の条例第 19 条第 2 項（寒冷地手当）の規定に基き支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（昭和 55 年 12 月 12 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 3 項及び第 10 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 19 条第 1 項から第 5 項までの規定については、昭和 55 年 8 月 30 日から適用する。

（寒冷地手当の基準額等に関する経過措置）

- 2 改正後の条例の適用を受ける職員で、改正後の条例第 19 条第 3 項の規定により算出した場合における基礎額が寒冷地手当基準日において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和 55 年 8 月 30 日において適用される額に 7,800 円を加算した額を改正前の

組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 19 条第 2 項に規定する割合を乗ずべき額とみなして同項の規定により算出するものとした場合に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達しないこととなるときには、改正後の条例第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、暫定基準額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第 4 項に規定する最高限度額の算出についてはこの限りでない。

- 3 昭和 55 年 8 月 30 日から規則で定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給とする寒冷地については、改正後の条例第 19 条第 3 項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が改正前の条例第 19 条第 2 項（基準額）の規定により算出するものとした場合における基準額（以下「基準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第 19 条第 3 項及び前項本文の規定にかかわらず、当該職員に係る同条第 3 項の基準額とする。
- 4 昭和 55 年 8 月 30 日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の条例第 19 条第 2 項の規定（休職者にあつては、改正前の条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定）により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の条例の例による額」が改正後の条例第 19 条第 4 項に規定する最高限度額（休職者にあつてはその額に改正前の条例第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員（規則で定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、当分の間、改正後の条例第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、改正前の条例の例による額を超えない範囲内で規則で定める額とする。
- 5 改正前の条例の規定に基づいて昭和 55 年 4 月 1 日から、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（昭和 56 年 12 月 17 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例は、町職員の給与条例に準じ適用する。

附則（昭和 61 年 12 月 23 日条例第 16 号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成元年 12 月 22 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、平成 2 年 1 月 1 日から適用し、第 19 条の 2 の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成 2 年 12 月 21 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項の改正規定は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

- 3 平成 2 年 4 月 1 日（以下、「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表第 1 に掲げる職務の級の 1 号俸である職員の切替日における号俸は 2 号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、町職員給与条例施行規則を準用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第 1

俸 給 表	職 務 の 級
行 政 職 給 料 表 (一)	1 級 2 級

附則（平成 3 年 12 月 20 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項を削る規定は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成 4 年 12 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 5 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 5 年 12 月 20 日条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条、第 13 条の改正規定は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 6 年 12 月 16 日条例第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 7 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成 8 年度の基準日以前から引き続き在職する職員の寒冷地手当については、改正後の基準額が、みなし基準額（平成 8 年度の基準日における改正前の条例第 19 条の例により算出した基準額）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後

の基準額を減じた額が次表に掲げる期間の区分に応じた金額を超えるときは、当該金額を減じた額をもって基準額とする。

区 分	金 額
平成9年度の基準日から当該期日に対応する指定日	30,000円
平成10年度の基準日から当該期日に対応する指定日	50,000円
平成11年度の基準日から当該期日に対応する指定日	70,000円
平成12年度の基準日から当該期日に対応する指定日	90,000円

附則（平成9年12月18日条例第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則（平成10年3月27日条例第1号）

この規則は、平成10年4月1日から適用する。

附則（平成11年12月8日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
（特例措置）
- 2 平成11年度に限り、第17条第2項中「100分の145」とあるのは「100分の160」に、「100分の175」とあるのは「100分の165」に、並びに「100分の55」を「100分の50」とする。
（給与の内払）
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成12年3月27日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成12年12月26日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成 13 年 12 月 26 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成 14 年 11 月 29 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 14 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 14 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 2 項から同条第 3 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 14 年 12 月 1 日（期末手当について、改正後の条例第 17 条第 1 項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次頁において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年 4 月 1 日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月 1 日から施行日の前日までのものであって、それ以降の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
 - (2) 継続在職期間について、改正後の条例の規定による給料月額並びに改正後の条例の規定による扶養手当の額により算出した場合の給料等の額の合計額
（平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）
- 3 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の条例第 17 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは「3 箇月以内」と、同項第 1 号中「6 箇月」とあるのは「3 箇月」と同項第 2 号中「5 箇月以上 6 箇月未満」とあるのは「2 箇月 15 日以上 3 箇月未満」と、同項第 3 号中「3 箇月以上 5 箇月未満」

とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(西紋別地区環境衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 5 西紋別地区環境衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3ヶ月以内(基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内)」を「6ヶ月以内」に改める。

- 6 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは、「3ヶ月以内」とする。

附則(平成15年3月26日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月30日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年3月30日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月29日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(給料月額の変更等)

- 2 この条例による改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の規定の適用については、職務の級における最高の号俸を超える給料月額の変更、特定の職務の級の切替え、号俸の変更、職員が受けていた号俸等の基礎、給料の変更に伴う経過措置並びに寒冷地手当の経過措置については、町職員の給与条例に準じ適用する。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（平成 19 年度に支給する勤勉手当の額）
- 2 平成 19 年度に限り、改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例第 18 条第 2 項中「100 分の 75」を、6 月に支給する場合にあっては「100 分の 72.5」と、12 月に支給する場合にあっては「100 分の 77.5」とする。

附則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 5 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 11 月 26 日条例第 11 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項及び第 20 条第 1 項から第 3 項まで、若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって、適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 俸
行政職給料表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において、減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成 21 年 12 月 29 日条例第 13 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 11 月 29 日条例第 2 号）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 17 条第 2 項から第 5 項まで、若しくは第 20 条第 1 項から第 3 項まで、若しくは第 6 項若しくは附則第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員（改正後の給与条例附則第 6 項の規定が施行されたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 俸
行政職給料表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)

第 3 条 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 6 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは、「西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 2 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(規則への委任)

第 4 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 28 日条例第 2 号）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 17 条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 1 号）附則第 2 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
 （規則への委任）

第 3 条 前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

附則（平成 26 年 12 月 26 日条例第 4 号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
 （平成 26 年 6 月に支給する勤勉手当の額）
- 平成 26 年 6 月に支給する勤勉手当の額は、改正後の西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 18 条第 2 項中「100 分の 82.5」を「100 分の 67.5」とし、附則第 9 項中「100 分の 1.2375」を「100 分の 1.0125」と「100 分の 82.5」を「100 分の 67.5」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合にあっては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成 27 年 3 月 25 日条例第 1 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替に伴う経過措置)

- 3 号給の切替に伴う経過措置は、それぞれ各号に定めるものとする。

(1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（規則で定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 6 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員になった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を支給する。

(2) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 号の規定に準じて、給料を支給する。

(3) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 号の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 号の規定に準じて、給料を支給する。

(規則への委任)

- 4 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（平成 28 年 1 月 27 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定中、条例第 3 条第 1 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用し、条例第 18 条第 2 項の改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 11 月 30 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- （給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合にあっては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附則（平成 29 年 12 月 25 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 1 条の規定中、第 3 条第 1 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、条例第 18 条第 2 項及び附則第 9 項の改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条の規定（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 18 条第 2 項及び附則第 9 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 4 号）附則第 3 項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

附則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 第1条の規定（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項の改正規定を除く。次条において同じ）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和元年12月24日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2 第1条の規定（西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項の改正規定を除く。次条において同じ）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和2年3月24日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。